

令和2年度第3回多摩市都市計画審議会

(令和2年12月25日)

議事日程

第1 署名委員の指名

第2 第1号議案 多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
の変更について

(資料1) (参考資料1)

第3 第2号議案 多摩都市計画都市再開発の方針の決定について

(資料2) (参考資料2)

都市整備部長 皆様おはようございます。年末のお忙しい中、御出席賜りましてありがとうございます。

都市整備部長の佐藤でございます。

本日は、前回の第2回開催と同様に、三密回避対策といたしまして、極力、委員の皆様相互の空間確保、飛沫の防止対策は施しつつ、外は寒うございますけれども、30分に1回、5分程度、室内の換気もさせていただきたいと存じます。12月ということで、もう本当に外は寒くなってきておりますけれども、上着等につきましては、遠慮なく羽織っていただければと思います。

さて、改めまして、本日は令和2年度、第3回の多摩市都市計画審議会でございます。

本日の案件は、年明け早々に東京都への回答が必要であったため、このような状況ではございますけれども、開催させていただいた次第でございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事でございます。次第にございますとおり、審議会での審議事項が2件、協議会案件が1件でございます。

資料につきましては、事前に送付させていただいてございますが、皆様、おそろいで大丈夫でしょうか。お手元がない場合は、挙手をお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは中林会長、どうぞよろしく願いいたします。

中林会長 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願い致します。

今年の夏が非常に暑くて、地球温暖化とはいえ、実は1年間の年間平均気温というのは、0.1、2度ぐらいしか変動しないんですよ。だから、あの時点で、私は今年の冬は寒くなるぞと思っていたんですが、そのとおり、すごく厳しい冬であります。先ほど言いましたように、少し空気を入れながら開催させていただきたいと思います。

それでは、非公開案件もございませんので、多摩市都市計画審議会運営規則第12条の規定に基づき、公開とさせていただきます。

また傍聴者につきましては、多摩市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱規程に基づき、会場の都合により先着5名以内とさせていただきます。

いております。

本日、傍聴希望者の方はおられますでしょうか。

都市計画課主任 傍聴希望者はいらっしゃいません。

中林会長 傍聴希望者はおられないということですので、このまま審議会を開会させていただきたいと思います。

それでは、ただいまより会議に入ります。

ただいまの出席委員数は16名でございます。委員数が20名でございますので、定足数に達しておりますので、開会したいと思います。

少し遅れて何人かの方が来られるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

これより、令和2年度第3回多摩市都市計画審議会を開会いたします。

なお、3番、浅井勉委員は都合により、本日御欠席と連絡をいただいております。

それでは日程の1、本日の議事録の署名委員の指名でございます。

多摩市都市計画審議会運営規則第18条第3項の規定に基づきまして輪番をお願いしてございますけれども、本日は、8番、伊野弘明委員、9番、岩井文丈委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、日程第2、第1号議案、多摩部19都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランと言っているものでございます。これは東京都の決定するマスタープランでございますけれども、その変更についてということでございます。

事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 都市計画課長の飯島です。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼して、御説明させていただきます。

日程第2、第1号議案、多摩部19都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更についてでございます。

事前に資料送付をさせていただき、本日、御持参いただいておりますとの

ことですが、初めに資料の御確認をお願いいたします。資料1といたしまして、東京都知事から多摩市長宛ての意見照会の文書及び「多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」、いわゆる都市計画区域マスタープランの全文でございます。それから、参考資料1としまして、その概要資料でございます。

また、机上に参考として、平成29年9月に東京都が策定しました「都市づくりのグランドデザイン」を配付してございます。お揃いでしょうか。よろしいですか。

なお、「都市づくりのグランドデザイン」につきましては、本日の議事のための参考配付ということとさせていただきますので、審議会終了後に回収させていただきたいと存じます。申し訳ございませんが、審議会終了後は、そのまま机上に置いていただくようお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

東京都では、平成29年9月に、机上に配付しております「都市づくりのグランドデザイン」を策定してございます。このグランドデザインは、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示すものということでございます。

恐縮ですが、グランドデザインの24ページをお開きいただければと存じます。24ページには、都市づくりの目標ということで、活力とゆとりのある高度成熟都市を目標としてございまして、目指すべき都市像の実現に向けて、都民や民間事業者、区市町村などと共有し、東京ならではの価値を高める都市づくりに着実に取り組んでいくとございまして。

27ページを御覧いただければと存じます。東京が目指す都市像の実現に向け、広域的には、概成する環状メガロポリス構造をさらに進化させ、交流、連携、挑戦の都市構造の実現を目指すとしております。

次に、184ページを御覧いただければと存じます。計画や方針の策定等による政策誘導型の都市づくりというところでございますが、東京都では、グランドデザインの策定以降、目指すべき東京の都市像の実現

に向けて、計画や方針の策定等による政策誘導型の都市づくりを行って
いくとさせていただきます。

(1)に記載されております、都市計画区域の整備、開発及び保全の
方針、いわゆる都市計画区域マスタープランもその1つであり、こちら
を改定し、グランドデザインの主要な内容を都市計画に位置づけていく
としております。

また、(1)の下の文章の中段を御覧いただければと存じます。この次
の第2号議案ではございますけれども、都市再開発の方針も同様でござ
います。

東京都では、都市計画区域マスタープランにつきまして、およそ2年
をかけ、調整案、素案と段階を踏みながら、策定してまいりました。今
般、都市計画案を策定したため、資料1の照会文書のとおり、都市計画
法第18条第1項の規定により、区市町村への意見照会が来ておるとい
うことでございます。

それでは、都市計画区域マスタープランの概要について御説明させて
いただきます。

参考資料1を御覧ください。「都市計画区域マスタープラン(サステナ
ブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり)の概要」というカラーの
横のものでございます。

第1、改定の基本的な考え方でございます。都市計画区域マスター
プランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的見地
から都市計画の基本的方針を定めるものということでございます。未来
の東京戦略ビジョンで示す方向性や、先ほどの都市づくりのグランドデ
ザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映
しつつ策定するとしてございます。

目標年次については、おおむね20年後の2040年代としておりま
す。なお、区域区分及び主要な施設などの整備目標はおおむね10年後
の2030年、令和12年となっております。

区市町村の都市計画の方針については、東京都が定める都市計画区域
マスタープランに即して策定するものとされております。

東京都では、今回、多摩部及び島しょ部、全ての都市計画区域マスタープランを一体で策定し、都市の一体性を確保するとしております。

右の下のほうの図を御覧ください。今、御説明した内容を図示した体系図でございます。都市づくりのグランドデザインを最上位にした、都市計画関係の各種方針や計画を図示しております。

左側の「2 コロナ危機を踏まえた未来の東京」を御覧ください。こちらから赤字で記載されている内容が、第1回の書面開催時に報告した都市計画原案からの追加部分でございます。主に、新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の急激な変化を踏まえ、東京都が有識者から意見を聞き、追加記載したものと伺っております。

右側上段「新型コロナを契機とした都市づくりの方向性」を御覧ください。大きな都市づくりの方向性として、都市の持つ集積のメリットは生かし、三密を回避し、新しい日常にも対応するサステナブル・リカバリーな都市づくりを推進するとされてございます。

資料をおめくりいただければと存じます。「第2 東京が目指すべき将来像」でございます。先ほどの「都市づくりのグランドデザイン」で示された都市構造を目指すものとしております。

右側の下段を御覧ください。都内を新たに4つの地域区分と2つのゾーンに再編したものです。この新たな地域区分のうち、中枢広域拠点及び多摩広域拠点は、交流、連携、挑戦の都市像を実現する広域拠点に相当するものです。また、それぞれの拠点域には、相互に連携しながら相乗的に日本と東京の活力を牽引するエンジンとなるゾーンとして、国際ビジネス交流ゾーン及び多摩イノベーション交流ゾーンが設定されております。多摩市は、多摩広域拠点域、多摩イノベーション交流ゾーンに該当いたします。

その下の「第3 東京都の都市づくりの枠組み」でございます。こちらは区部、多摩部とも現在の区域区分は変更しないとしてございます。

3ページになります。「第4 主要な都市計画の決定の方針」でございます。こちらは先ほどの東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画について、6つの決定方針を記載しております。

1つ目として、多様な住まい方、働き方を支える都市づくりの実現のため、主要な用途の配置や拠点の形成、市街地の密度構成などの方針を示しております。

2つ目は、ゆとりある回遊性を支える都市施設の整備を目指し、主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの都市施設の整備の方針を示しています。

3つ目は、人が集まり、交流する、魅力と活力あふれる拠点の形成を目指し、主要な土地区画整理事業や市街地開発事業などに関する方針を示しています。

4つ目は、激甚災害にも負けない東京の都市づくりを実現するため、災害に強い都市の形成や復興時の都市づくりなどに関する方針を示しています。

5つ目は、緑と水の潤いある都市の構築を実現するため、自然環境の整備、保全、エネルギーの有効活用、環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針を示しています。

最後の6つ目は、四季折々の美しい景観形成を実現するため、風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成などに関する方針を示しています。

いずれも赤字が原案からの追加された内容となっています。

4ページの参考附図4を御覧ください。東京都内における中核的な拠点等のイメージ図でございます。多摩市は多摩ニュータウン、聖蹟桜ヶ丘が拠点として位置づけられております。

それでは、資料1「多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」の14ページを御覧いただければと存じます。よろしいですか。

拠点の位置づけでございます。多摩市に該当するのは、中核的な拠点として、多摩ニュータウン、地域の拠点として聖蹟桜ヶ丘でございます。

それから、93ページを御覧ください。多摩都市計画区域の拠点地域の将来像について明記されてございます。この内容については、原案時点からの変更はございません。なお、多摩市は稲城市とともに多摩都市

計画区域となっております。多摩市の中では、中核的な拠点として多摩ニュータウンが位置づけられており、そこには唐木田を含む多摩センター、永山が位置づけられております。

拠点の名称は変更されておりますが、平成26年策定の現行の都市計画区域マスタープランにおきましては、永山と唐木田は生活中心地として、拠点性では、今回、位置づけられている中核的な拠点よりも2段階低い位置づけでございました。今回の改定案においては、まず、多摩ニュータウンが中核的な拠点として位置づけがなされ、その中に多摩センター、永山が表題として地域名の掲出がされております。唐木田につきましては、表題としての地域名はありませんが、「多摩センターとの連絡性が高い唐木田では」と、唐木田という名称をしっかりと表記いただきました。この点に関しては、都市づくりのランドデザインの拠点の位置づけにおいて、唐木田という地名表記がなかったことから、都市計画区域マスタープランの中には、しっかりと地名を入れていただきたいという調整を続けてきたことで、多摩センターという地域の拠点には唐木田も含まれているという認識を東京都と共有し、唐木田の拠点性も確保できた上、両地域とも拠点性として非常に高まったものと考えてございます。

次に、聖蹟桜ヶ丘でございます。こちらにつきましては、引き続き同等の拠点性ということで、将来像が記載されてございます。

事務局といたしましては、多摩市の重要な拠点である4駅、多摩センター、唐木田、永山、聖蹟桜ヶ丘、これら全てに拠点としての位置づけが付いたこと、また、南多摩尾根幹線沿道に関する表記や、現在のニュータウン再生の進捗に合わせた表記が追加されたこと等に関しては、前向きな評価をしております。

最後に、今後のスケジュールでございます。本日の御審議を踏まえ、都市計画審議会から多摩市長宛てに答申をいただきます。来年、令和3年1月12日には、多摩市から東京都に意見照会の回答をさせていただき、令和2年度中には、東京都の都市計画審議会に諮られ、都市計画変更告示がされる予定となっております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします
ます。

中林会長

ありがとうございます。説明は以上ということでございます。

東京都より、こういう変更をしたいということで意見照会が来ており
ます。前回にも1度報告させていただいているんですが、今日は赤字に
なっているところが前回以降、付け加わった部分ということになるかと
思います。

それでは、御意見、あるいは御質問も含めて承りたいと思いますが、
いかがでしょうか。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

聞き漏らしたかもしれないと思って確認するんですけど、ただいま
の御説明があった中で、多摩都市計画区域についてなんですが、原案は
ほとんど変更がないということですけども、永山駅周辺について、2
段階低い位置づけになったと聞いたように思ったんですけども、その確
認と、その理由は何なのかが分かれば教えていただきたいと思います。

中林会長

どうぞ。

都市計画課長

ごめんなさい、私の説明が下手ですいません。永山の拠点性が2段階
上がったということでございます。現行の都市計画区域マスタープラン
よりも2段階、今回の案の中では上がっておるということでございます。
これはニュータウン再生の動き等を評価していただいたものと考えて
おります。

〇〇委員

よろしいでしょうか。

中林会長

どうぞ。

〇〇委員

私が聞き間違いだったということは分かりました。

それで、上がったという位置づけが、どういう意味を持つものなのか、
例えば、ここには真ん中あたりに円滑な建て替えや改修により、高経年
化した団地やマンションの計画的な再生が進み、市民のニーズに対応し
た次世代に住み継がれる良質な住宅ストックを形成とあるわけなんです
けども、まさに今、諏訪・永山まちづくりの計画が進められようとして
いるんですけども、そういう中で上がったという位置づけが、どのよう

に変わっていくのか、その辺りが分かれば教えていただきたいと思いません。

中林会長 どうぞ。

都市計画課長 次の議案の都市再開発の方針のところにも出てまいりますけれども、一体として、永山駅周辺、または永山の区域の再編、再構築の強力な後ろ楯になるものと考えてございます。今、ニュータウン再生推進会議等でも御議論いただいているもの、また、これから多摩市の都市計画マスタープラン等についても、これからまちづくりの方向性として、東京都と一体となって実現に向けて進んでいけるものと考えてございます。

中林会長 どうぞ。

〇〇委員 まさしく今、48年も続く建物を維持してきた団地が、いわゆる改修にすればよいのか、建て替えにすればよいのかと、そういう判断を迫られているという地域もあるわけなんですけれども、具体的に東京都のプランの中に格上げされたということであれば、何かを期待したいという気持ちもあるわけなんですけれども、そうした東京都の後ろ楯というんですか、応援というのか、そういうものが期待できるのかどうか、そこを聞いて終わりたいと思います。

中林会長 どうぞ。

都市計画課長 都市計画区域マスタープランは大きな方向性といいますか、個別の区域の細かな施策のところまでは規定はしてございませんけれども、東京都あるいは多摩市が今後、施策、まちづくりを進めていく上でベースになるものですので、都市計画区域マスタープランの変更をもって今すぐどうのということではございませんが、それに続く制度等の根拠となるものと理解してございます。

中林会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 言葉の問題なんですけれども、ランドデザインの本の用語解説にもないんですが、サステナブル・リカバリーとか、そういう横文字が使われていて、特に、その言葉は表紙にも使われるんですけど、用語解説というのは、整備開発及び保全の方針の後ろ付けみたいなものに付くんでしょうか。大分、多摩市の都市計画マスタープランの頃にもなかった

用語がいっぱい羅列されているように思うんですが。

中林会長 どうぞ。

都市計画課長 実は、私どものほうも正直言って、戸惑っているところがございます。今回の東京都が赤字で追加してきたところにつきましては、私どもは直接、説明を受けているものではございません。ただ、サステナブル・リカバリーとはということで私どもも調べたところ、環境の関係で使われていると伺っておりまして、日本語で言うと持続可能な回復ということで、まちづくりの方向性としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の社会に戻るのではなくて、新しい日常の定着でありますとか、デジタル技術を駆使することによって、人々の持続可能な生活を実現していくという考え方であるとは伺っております。

用語解説集が付くのかということについては、今のところ、私どもでは伺っておりません。

中林会長 どうぞ。

〇〇委員 都民全体のまちづくりの20年後とか、そういうのを見据えたときに、その前にもある「リアルとバーチャルをハイブリッド化する」とかどれも一つ一つの英語の単語としては引けば出てきますけれど、概念が非常に曖昧とも言える状態なので、私は、これをして駄目とかそういう意味ではありませんが、逆に言えば、今、東京都が考えているハイブリッド化とか、それから本当に持続可能なという意味ではサステナブルという言葉は、この頃すごく使うんですけれど、自分自身も使うときにはその概念を明確にしていかないと、それぞれの解釈が違ってしまうと思うので、ぜひ東京都さんには、特に一面に出ている、リカバリーとは復興とか戻すということも含めて、英語的には様々な解釈があるので、ぜひそこはお願いして、今の東京都が何を考えているのかということ、用語集があるのとないのでは全然違いますので、ぜひこれは強く要望していただきたいと思います。

中林会長 ありがとうございます。

余談ですけど、ほかの区の都計審でも全く同じような意見が出ておりますので、そこでは、もう要するに、用語集を本文として入れなくても

いいから、別に作って共有化を図るようにしないと、いろいろな方向をみんなは考えてしまうということで、一応、某区から要望として出してみましようと言っていますので、多摩市もそういう形で、多分これは本文に入れるのは難しいと思うんです。こういう冊子と違って、法令に基づいて作りますので。ただ、その解説みたいなことを、おっしゃるように要望してもいいかと私も思っております。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、〇〇さん。

〇〇委員 〇〇です。今、こちらの分厚い冊子で昨日、読んでいて、いろいろ細かい片仮名とか英語があるのは大体分かるんですけど、1個だけ分からないところがあって、43ページにある、東京データハイウェイと、「東京データハイウェイの実現に資する」というのがあって、こういうのはいろいろなところに説明とか、用語集以上に多分、自治体が今度は分からないみたいながあるので、これとかこういう言葉の解説とか、何かビジョンとか絵というのは出ていたりするんでしょうか。分厚いほうの43ページの下か5行目です、東京データハイウェイ。5Gとかなんでしょうけど、こういうもののイメージとか。

中林会長 どうぞ。

都市計画課長 未来の東京戦略ビジョンという、また、別の東京都が作っている計画があるんです。そこで、おっしゃるとおり、5GであるとかIoT、デジタル技術を使ったスマートシティを目指す東京というところから来ているものと思われませんが、市のほうでもその程度しか把握してございませんので、御意見としていただければと思います。

中林会長 43ページの上の赤いところのMaaSというのも、多分ほとんど分からないですよ。何の略語なのか。多分、どこかにもDXというのも出てくると思うんですけど、これも普通だと分かりませんよね。辞書を引いても、そんなのは出てこないです。デジタルトランスフォーメーションと、トランスフォーメーションを何でXにしなきゃいけないのかというのが、エクステンジなら分かるんですけども、そういうすごく最近の用語を使ってはいるので目新しいということにはなるけれども、これがこれから2040年ほどを目指した都市づくりの方針だと東京が言う

のであれば、グランドデザインにはちゃんと用語集を付けているんですから、これに対しても用語の説明というのを、きちんと解釈を、少なくとも都はこのように解釈して使いましたというのを出していただかないと、各地方公共団体というか市区町村も迷ってしまうんです。だから、ぜひ多摩市からも言っていただいて、いろいろなところから出れば、彼らも考えると思いますので。

ほかにはいかがでしょうか。

〇〇委員 もう1点いいですか。

中林会長 どうぞ。〇〇さん。

〇〇委員 同じ資料のほうで、31ページで、(2)市街化区域及び市街化調整区域における、2030年のおおむねの人口の規模が書いてあるんですけども、これは多摩というのが稲城市と多摩市なんですけども、2015年が23万5,000人で、それが2030年には、おおむね22万9,000人と減っているんですけども、これというのは都の方針の話であって、多摩市の都市計画マスタープランのほうでも大体このような人口想定の見積りなんでしょうか。

中林会長 どうぞ。

都市計画課長 多摩と稲城の部分の人口想定のところについては、東京都がどのデータを使ったかというのは、私は把握していませんが、様々なデータを使ってやっているところがあります。

今、多摩市はどうかというと、多摩市のほうでは、まだその部分だと横ばいですよ。大きくは減っていない想定になってございますので、これは持ってくる数字のところでは異なってくるのが現状です。これは毎年ローリングしていく中では変更していくものでありますけれども、この時点での2030年の人口想定というのがこうなっているということで、今後、多摩市が都市計画マスタープランを改定していくときには、また数字の持ってくるころ、そういったところも案はお出ししますが、含めて御議論いただくということになるろうかと思えます。

現状では、これはリンクしてございません。

中林会長 どうぞ。

〇〇委員 現状で、要は横ばいか減少か増加で、都市再生とか今後の多摩市の都市計画の在り方が大きく変わってくると思うので、それもどの方向に合わせていくかというのは結構大事だと思ったので、今、お伺いしました。

中林会長 32ページの表の一番下に注というのが出てきて、市街化区域内人口というのが、保留フレームに対応する人口を含む、この保留フレームに対応する人口というのか、東京都でいつの時点で、どのように設定していたものなのか、今回、見直しをしているのか、そこだけ確認しておいていただけたほうが、まず少なくともいいと思います。

都市計画課長 はい。

中林会長 ほかにはいかがでしょうか。

保留フレームでやっているの、一番下にある、秋多、あきる野とかのほうでいくと人口が増えるんですよ。確かに今のテレワーク、その他で考えると増えるのはその辺まで行かなきゃ駄目かみたいな気がしないでもないですけども、どういう根拠かは確認をしておいたほうがいいと思います。

都市計画課長 確認いたします。

中林会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 今日は所用にて遅れて申し訳ありませんでした。

マスタープランはどこも似たようなところがありますが、特に東京都は大きい自治体なので、やむを得ないのかもしれないけれども、やりたい都市像は何となく、特にITを活用して効率的で、でも緑豊かなまちを作っていきたいという整備開発保全の方針は分かるんですが、そのためのロードマップが見えてこないと思うんですが、これでいいのかしらというのが気になりまして、特に、書かれている事柄で、インフラの整備については、もちろん都が進めるという宣言だろうとは思いますが、けれども、例えば、宅地の緑を増やして緑化を推進していこうだとか、あと、例えば、狭小宅地を減らすために最低敷地規模をもう少しきちんと定めていこうだとか、都民一人一人の意思判断だとかにもかなりつながってくる、それに同意も含めて生活が成り立つかとか、そういうことも

含めて、かなり都民の一人一人の判断と関わってくる部分がたくさん書かれているにもかかわらず、どうこれを皆で共有して、理解していこうかというか、いわゆる都民ファースト的な発想を感じられないところが残念だと思ひまして、多摩市でも、これを受けてどう多摩市民と一緒に動けるのかというのが全く見えてこない、そこへの記述がないのが残念なので、本当はそこが欲しいという気がします。

このような意見は、多分言ってもあまり反映されないんだろうと思いますが、自治体との連携とかも含めて、都が言うんだからやるもの的な表現の仕方になっているような気がするので、もう少しトーンが変わってもいいのではないかと思います。

中林会長 御意見ということでよろしいでしょうか。

〇〇委員 意見です。何かそういうことが反映できるのであれば、もちろん皆さんの知恵を絞って東京都へ意見していただければと思うんですけど、具体的にどうすればいいのかは分かりませんが。

中林会長 コロナ対応で、10年後、20年後の都市づくりをどうするかというところの、実は推敲が足りないまま、今のコロナ対応の要望がぼんぼん入っちゃっていて、三密防止ということを40年の都市づくりの中に、どのように受け止めろと言っているのかというのは、実は分からないんですよ、ロードマップというか。

〇〇委員 そうなんですよね。

中林会長 だから、その辺も含めて、本来的には、もう一回、意見照会に伴って、都が推敲して、もう一回やらせてくれるというのが本来だと思うんですけど、このまま、これが最後ですと言われちゃうと言いやがないんですけど、今のお話も含めて、区市側の内情というか実情というか、それを最終的には都が責任を取るのでもいいんですけど、ただ、多摩市が都市計画方針の見直しをすると、区域マスのこれに何が書いてあるかと、それを見ながらやらなきゃいけなくなっちゃうので、そういう意味では、少し言うことは言っておいたほうがよさそうな気がしますけど。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。じゃあ、西浦委員、どうぞ。

西浦職務代理者 さっきの31とか32、33ページの数字のところなんですけど、この審議会だか、ほかの都計審のところでも話したんですが、農業人口で、例えば青梅とか国立が2030年でゼロになっているんですよね。国立は多摩川沿いに農業があるし、青梅では農業ゼロということはないと思うので、多摩市は1,000人で、その数字でいいのかどうか分からないんですが、ゼロという数字とか丸めた数字をそのままここに入れるというのがいかなものかと思うんです。

多摩市が他市のことを言うのもどうかと思うんですが、ゼロというのは、ゼロはゼロで意味があるんですよ。だから、2030年の農業政策がゼロということは要らないことの根拠にもなっちゃうので。ある市から問い合わせた東京都の言い分は、集計がこういう方法だから、これはゼロで仕方ないんだという言い方だったんですけど、数字というのは非常に意味があるので、横棒にしておくとかしないと、ゼロだとすると、ゼロを根拠としてゼロだから要らないと、そういうものにもなってしまいかねないので、ここをもう一回、非常にこだわるようなんですが、この数字の扱い方というのがちょっとどうかと思うし、多摩のところは1,000人というのは〇〇さん、いいんですか、将来的にこんな数学で。

〇〇委員 これは多摩、稲城の両方の市が関わっているんで、多摩だけだったら恐らく1,000人、100に近い数字なんですけれど、稲城がかなりまだたくさんいらっしゃるんで、恐らくこれは四捨五入かなんかしているのかな。

西浦職務代理者 そうそう。

〇〇委員 100の単位で。そんなので、恐らく1が付いているのではないかと理解しているんですけど。

西浦職務代理者 別にいいですけど、問い合わせさせていただいて確認だけで、ゼロというのはどうも……。

〇〇委員 でも、そのとおりですよ、ゼロというのは要らないとみられますよね。

中林会長 注を付けていただいて、四捨五入しているから、500人未満の場合にはゼロの表記をしているということと、あと、専業農家を多分ベースに

していて、兼業でなされている方は、兼業のもう一つの、所得の多いほうをこちらの就業構造で入れちゃっているので、製造業とか販売業とか、そういう兼務のほうに入れ込まれているんですよ。

ただ、都市の農業を考える上では、このように示されちゃうと、もう農業はいいのみたいな話になるんじゃないかというのが西浦委員のお話じゃないかと思いますので、確かめておいてください。

都市計画課長 はい。

中林会長 それも注に少し入れてもらえれば、分かりやすくなるかとは思いますが、すけど。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、〇〇さん。

〇〇委員 これも細かいんですけど、10ページ、11ページで中核的な拠点、活力とにぎわいの拠点、地域の拠点、生活の中心地と4段階、地域の拠点があると思うんですけども、それを14ページ、15ページを見ると、要は中枢広域拠点域外において、多摩市の場合は中核的な拠点と、聖蹟桜ヶ丘が地域の拠点になっていると思うんですけども、いろいろな団地とかを含めて中核的な拠点と入っていると思うんですけども、生活の中心地を見ると、結構細かくてピンポイントで、ひばりヶ丘団地とか鶴川団地とここにあって、多分これは拠点の性格の違いだと思って、中核的なほうはもっと広域的で、生活の中心地はもっとピンポイントな拠点だと思うんですけども、多摩の場合は結構団地がたくさんあるにもかかわらず、まとめて多摩ニュータウンが中核的と入っていて、生活の中心と後ろのほうを見ると、かなり細かくピンポイントであるんですけども、そちらのほうに入らなかった理由はどこにあるんでしょうか。

中林会長 どうぞ。

都市計画課長 基本的には、これは駅と、それからインターチェンジの周辺とかという交通の拠点の部分のところの中核的な拠点として記されておりまして、八王子、立川、多摩ニュータウン、青梅、町田ということで、実は異質な書きぶりではあると思っています。ただ、多摩ニュータウンの中には、若葉台、永山、多摩センター、南大沢という4つの駅の拠点が、16ページの中核的な拠点等のイメージというところでは、赤いところで域的

にプロットされておりまして、その上に、聖蹟桜ヶ丘は青で独立して入っているということになります。多摩ニュータウンという考え方は、確かに多摩ニュータウンだけはちょっと異質なところが、書きぶりが違うところはあるかと思えます。先ほど御説明した93ページのところでは、多摩都市計画区域の頭に多摩ニュータウンというのがありますが、その下に多摩センター、永山という記載もあります。唐木田については、個別の記載はないものの、多摩センターとの連絡性が高い唐木田ではという記載がされておるといふところでは、中核的な拠点という扱いになりますので、我々としては、前向きな評価をしておるといふところです。確かに、ほかの個別の駅のところとはちょっと違うかもしれません。

〇〇委員 この際に、4段階で、例えば今後の開発とか整備の方向性が微妙に違ってくるのであれば、それも含めて、もう一回考えたほうがいいのかと思ったんですけども、この4つの違いは、今後、誘導とか計画整備の方針の違いというのが大きく変わってくるのでしょうか。あまり詳しく書かれていなかったのです。

中林会長 どうぞ。

都市計画課長 中核的な拠点のところのそもそものところになってしまうんですが、業務核のところの流れから来ているんです。多摩の業務核都市ということで、八王子、立川、多摩ニュータウン、青梅、町田ということで、業務核の多摩ニュータウンの中心は、我々は多摩センターだと申し上げているところです。

中林会長 受け止め方で、東京都としては、聖蹟桜ヶ丘よりも多摩ニュータウンの拠点を、駅を使う人口が多いということだと思ふんですけども、乗降客数で、多分そっちのほうが上だということもあり、多摩ニュータウンを作ってきた東京都の責任も含めて、今後、きちんとにぎわいのある拠点として整備していきましょうという位置づけをしてくれたので、多摩市が何かやろうという時に、都の位置づけに従って、都からも応分の支援をしていただくといふか、そういう意味づけにはなるのかと思ふます。

ただ、これは方針なので、直接事業、その他に関わる話ではないので、

多摩市がにぎわいでどういう事業をするか、そういう事業に対して、若干優先して補助を付けてくれるということが、今後の事業の進め方としてはあり得るんだらうと思うんですが、そのときに、東京が多摩センターはどういう位置づけかという、赤丸になっていることが、都としても一定程度の配慮をしなければいけないという、そういう位置づけなんだということを前提にして、東京都が対応してくれるということにはなるということです。

だから、多摩市で言うと、逆に聖蹟桜ヶ丘のほうが、1ランク下に置かれちゃったみたいなのがあるところがあって、一番今後どうするかという意味では、聖蹟桜ヶ丘周辺をどう整備していくかのほうが大きな課題なのかもしれないんですが、東京都全体の都市構造からいうと1ランク下げたしまったということが気にはなるんですが、ただ、これをもう1ランク上げろというのは、なかなか乗降客数の問題を含めて難しいのかということだと思えます。

どうぞ。〇〇委員。

〇〇委員

意見なんですけれども、一番重要なのは、多摩市の都市計画マスタープランにどう関わってくるかで、この書きぶりによって影響することもすごくあると思えます。93ページが多摩センターのことが書いてあって、おおむね分析だけで、どういう方向に行くべきか、あるいは、どういう問題が存在するかということは書かれていないわけですが、常々、回遊性の延伸と言いますか、多摩センターに関しましては、北への回遊性の延伸が非常に要になると私は思っているんで、多摩市の都市計画マスタープランで、もう一度、それを確認すればいいんでしょうけれども、影響があるとしたら、その辺の書きぶりというのも書いていただけると非常にやりやすいと思っています。

それから、94ページの聖蹟桜ヶ丘の駅も、現状分析のことしか書かれていない書き方で、ここは前の都市計画マスタープランでも大きく言いましたけれども、具体的には、駅の西側、東と北はもうほぼ詰まった状態で、駅の西側、スクエアの裏側ですけれども、そのところを次の議案の都市再開発の方針のほうでも出てきていますけれども、この辺の

開発というのは延伸、さっきの回遊性の延伸とか商業の延伸があるんですけども、その辺も含めて、もう少し、先ほどロードマップの話が出ていましたけど、何かそういう次のステップが見えるような書きぶりをしてほしかったかなと思っていますので、意見として述べさせていただきます。

中林会長 意見としてということで承ります。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 大分皆さんから出ているんですが、私もこれを読んでみて、5ページが特にそうですけれど、その前の3ページから、コロナ危機を踏まえた未来の東京という形で、東京都の幹部の方たちが考えるところでは、2020年の今は、この言葉が非常にフィットしているかもしれないんですけど、2年たって、3年たって東京オリンピックが終わった時に、また都市マスを作るような、各自治体にとっては非常にすごく短い期間だけを考えた文章がずらっと並んでいて、そういう意味では、東京都の都市計画審議会で検討していただくときに、もう少し長期的な視野に立ったものを書いておかないと、本当に今の現状、後でこうだったんだと、それだけだったという形になって、未来を見据えた20年間の計画とはとてもその辺が、だから分からないところについては、こういうことがあったということで、もっと短くまとめたほうが、5ページから6ページにかけては、大変事細かく、それから、7ページもそうですけれども、先ほど〇〇さんもおっしゃったように、これによって振り回される地方自治体のことを考えると、ぜひ1月12日にそういう意見を出していただいて、もう一度、さっき中林会長がおっしゃったように、ここは皆さんの御意見で変えましたというものが、自治体の都計審に戻るくらいにしていきたいという思いを持っていますということだけ申し述べて、反対の意見とは言いませんけれど、戻ってきたら、こんなに事細かく現状だけが書かれたマスタープランになってしまったことに危惧というか、整開保に対して危惧を持っているということは申し上げておきたいと思っています。

中林会長 よろしいでしょうか。

都市計画課長 はい。

中林会長 御意見として受け止めさせていただきます。ほかよろしいでしょうか。
どうぞ、〇〇さん。

〇〇委員 最後に1点だけいいですか。46ページで河川と下水道の話があるんですけども、ランドデザインのほうだと、大体106ページとかなんですけども、多摩川、荒川等、流域別下水道整備計画とか、このように幾つか書いてあるんですけども、多摩部だと65ミリとか、流域対策で60ミリ降雨と一応数字はあるんですけど、具体的にどのエリアとかというのは、多分総合計画のほうを見ればそれは書いてあると思うんですけども、去年の台風で、例えば武蔵小杉の周辺が多摩川と、あと、二子玉川もそうですけども、水害があったというのものもあるし、聖蹟桜ヶ丘もちょうど駅前にブリリアというマンションができると思うので、ハザードマップみたいなものがこういうところで、ここで多摩川とか多摩地域と具体的に名前が挙がっているんで、ここがもう1レベルぐらい、具体性があった書きぶりがあったほうがいいんじゃないかと思ったんですけども、ここについてはいかがでしょうか。

都市計画課長 こちらの下水道及び河川の都市計画の決定という中では、東京都豪雨対策基本方針というのが、実は改定されておまして、そこで、この間、ここに書いてあるようなことが、基本的には対策が別の流れで内水氾濫等も含めて、指示というか、東京都から話が来ております。

また、流れていくと最後は神奈川であるところもあるので、東京だけで完結しないところにつきましては、国土交通省が総合治水対策ということで、今、動いているところがあり、その辺の一流れがあるので、このところは、この程度の書きぶりになっているのかと、事務局としては理解しております。

中林会長 今、お話しのごことは、参考資料1に3ページ右側、「4 激甚災害にも負けない東京」3番目の丸に広域ゼロメートル市街地ではと、ここでは限定して書かれているんですけど、これに対応する本文というのはどこにあるんですか。

都市計画課長 53ページ(3)の水害に強い都市づくりに関する方針というところで、近年頻発する集中豪雨に対応するため、東京都豪雨対策基本方針改

定に基づきというところで、こちらに細かい内容については、方針を基にするという記載にとどめられているという状況になっています。

中林会長 本文では、ゼロメートル市街地ではと限定をしているわけではないということでもよろしいのでしょうか。

都市計画課長 そうですね。こちらは、例えば雨水流出の流域対策においては、公共施設や民間施設において、貯留浸透施設の設置の促進ということであるとか、緊急避難用ビルや高台の整備等、平時にも利用できとかというところは記載されておりますけれども。

中林会長 別紙は東京都が作っているんですね。

都市計画課長 そうです。

中林会長 書いていないことを書くなという話ですよ。こんな太文字で「広域ゼロメートル市街地では」なんて書かれちゃうと、今のような誤解が出るので、「を含む」ぐらいにしてもらって、あるいは、特にゼロメートル市街地ではということ、例外的にとか、特出しとか何かしてもらわないと、それ以外の水害はどうなっているのという話は当然出てくるので、これ自体が今回の説明用のものだとすれば、今のような形で、本文ではちゃんと受けていますということで御理解いただければいいかと思いますが、不親切というかまずいですよね。誤解を生む要約はするなと。よろしいでしょうか、〇〇さん。

都市計画課長 結構、やはり丸められてインパクトの強い表現になっているところは、確かにあるかと思われます。

中林会長 そうなんですよ。だから、その意図は分かるけれども、それが1人で、あっちのほう、こっちのほうを向いて走っちゃうと困るという気もして、それはそれでいいんですが、しょうがないんですけども、一応本文のほうが残るものと考えてください。

ただ、今後も要約みたいなのをいろいろなところで使うんだと、少しその辺の表現は、ゼロメートル以外の水害対策というのは全く読み切れないけれども、どうなんだという意見だろうと思いますので、申し述べておいていただいても、いいかと思います。

あとはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中林会長

それでは、第1号議案、多摩部19都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域マスタープランの案については、様々な御意見を伺いました。

事務局で少し整理をさせていただいて、今後、お伺いした意見を都へ届けたいと思いますが、一応令和3年1月12日までに都に回答するということになっておりますので、それに間に合わせて意見照会に基づく意見として提出させていただくことにしたいと思います。

そのことに関連して、もう1点だけ、次の第2号議案の都市再開発の方針に関係するんですけど、先ほど、サステナブル・リカバリーとは何だという話があったんですが、どっちで言ったらいいのか分かりませんが、次に使う資料、都市再開発の方針の改定についてというところの、参考資料2の「Ⅲ 都市区域に定める事項」の「1 基本方針」のアンダーラインが今回付け加わったところなんですが、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した強靱で持続可能な都市づくりと言うんだったら、私はサステナブルレジリエンスじゃないかということで、さっきの環境問題とか、あるいは、コロナによる社会的な経済の低下からのリカバリーというのであれば、そういうことをはっきりさせていただいたほうが、私はいんじゃないかと。

先ほどの説明が公式の見解であるとする、ここで何が言いたいのかというのが、考え方に立脚した強靱で、つまりいかなる災害にもそんなに大きな被害を受けず、かつ持続可能な都市を作ることと何となくずれているような気がする、2つの意見照会なんですが、両方にまたがる課題として、もう少しきちんと精査していただいたほうがいいかという気が私にはしていますので、意見として申し述べておいていただけるといいかと思っていますということで、それをどちらの意見にするかは事務局で判断させていただきますが、そんな形で意見照会をさせていただきたいと思います。

それでは、続いて日程の2、第2号議案、多摩都市計画、都市再開発の方針の決定についてです。

事務局より説明、お願いいたします。

都市計画課長 それでは、初めに資料の確認をお願いいたします。

資料2としまして、東京都知事から多摩市長宛ての意見照会の文書及び都市再開発の方針（案）というものをお配りさせていただいております。また、今、会長からもお話がありました参考資料2のほうですが、原案からの加筆箇所資料ということになってございます。よろしいでしょうか。

それでは、これらの都市再開発の方針につきましては、令和元年度の前案資料の作成依頼の時点から、都市計画審議会の中で御協議いただいていたものでございますけれども、いま一度、改めて経過等を踏まえまして御説明をさせていただきます。

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランでありまして、未来の東京戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりのグランドデザイン、先ほど御意見を賜りました、都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的に定めるものでございます。

東京都では、令和3年3月末に都市再開発の方針の都市計画変更を予定してございます。これに伴い、令和元年12月12日付けで、都市計画法第15条の2、第2項、「都道府県は、都市計画の案を作成しようとするときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる」との規定に基づき、関係区市町村に原案資料の作成依頼がありましたので、令和2年1月27日開催の令和元年度第3回多摩市都市計画審議会の協議会にて御議論いただきました。

その後、協議会でお示しいただきました、聖蹟桜ヶ丘駅周辺における誘導地区の区域の拡大、それから唐木田に関する表記の追加に関する御意見を踏まえて、東京都と協議をいたしまして、令和2年2月26日に原案資料を提出したものです。

書面開催となってしまいました、令和2年度第1回都市計画審議会におきまして、東京都が改定に関わる原案を策定しましたので、その御報

告をさせていただきました。

今般、その都市計画案を策定したため、資料2の照会文書のとおり、都市計画法第18条第1項の規定により、区市町村への意見照会が来ているということでございます。

それでは、資料2、計画案を御覧いただきたいと存じます。

多摩部は17の都市計画が一体となって策定されておりますけれども、資料としましては、多摩都市計画のみ抜粋しております。下のほうにページ数が入っていると思いますが、275ページから277ページまでにつきましては、他地区も含め、今回、示された全都市計画が同一の文言となっております、東京都が記載されてきたということでございます。

多摩都市計画につきましては、275ページ、右側、下段の計画的な再開発が必要な市街地、いわゆる1号市街地と、277ページ、左側上段の誘導地区が今回、指定されております。令和元年度第3回多摩市都市計画審議会の協議会にて説明をさせていただいておりますが、改めて簡単に御説明させていただきます。

1号市街地は、既成市街地のうち、計画的な再開発を行うことにより、都市全体の機能の回復、向上に貢献することとなる範囲で定めるものとされておりまして、再開発の目標、並びに土地の高度利用、それから、都市機能の更新に係る方針を定めるものということでございます。

誘導地区は、この1号市街地の中で、都市づくりのランドデザインや都市計画区域マスタープランを実効性あるものとする上で効果が大きく、また、再開発が望ましいなどにより、今後、再開発の機運の醸成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区について、おおむねの位置及び整備の方向について定めるものということでございます。

これまで、多摩市にはこの1号市街地、誘導地区の指定はございませんでした。その中で、多摩市としては、まず、1号市街地として指定できる条件をクリアしている地域、具体的には平成12年度時点で人口集中地区となっている既成市街地ということになりますが、これは全域指

定してくださいと意思表示をさせていただきました。これはニュータウン地区、既存地区全てを含んでございます。

その前提として、さらに機運醸成等を図っていく地区として、誘導地区を指定していただきたい旨の意思表示をさせていただきました。誘導地区を指定するためには、一定の区域を示す必要がございますので、おおむねの位置の根拠として、東京都との調整の中で、東京都が策定している都市開発諸制度活用方針で示されている拠点範囲を基本として、指定をしてございます。

なお、具体的な新規事業がある地域はないため、再開発促進地区についての指定は今のところございません。

東京都策定の原案資料は、令和2年度第1回都市計画審議会、これは書面開催のものでしたが、その報告事項としてお示ししておりますが、口頭での御説明の機会がございませんでしたので、改めて御報告させていただきます。

先ほどの経過説明のとおり、原案資料提出前に、令和元年度第3回多摩市都市計画審議会の協議会において意見を伺いましたが、内容としては大きく2点、事務局としては承ったものと考えて、東京都と再協議した上で、御了承いただき、提出したものでございます。

1点目は、聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区における誘導地区の区域取りについて、2点目は、唐木田に関する表記の追加についてということでございます。

まず、1点目です。283ページの総括図を御覧いただければと存じます。聖蹟桜ヶ丘の誘導地区につきましては、多摩市の今後のまちづくりの意思表示ということも含め、誘導地区を広げることを東京都と協議をし、了解を得て提出いたしました。

市の都市計画マスタープランを開けていただきたいのですが、81ページの第1地域のまちづくりの将来構想図を御覧いただければと存じます。左上段の吹き出しの中に、低未利用地の有効利用の促進、複合的で合理的な土地利用及びそのための調査、土地利用転換をさせる都市基盤の整備検討等と記載してございまして、聖蹟桜ヶ丘駅西側の地域を指し

てございます。

ここは現在、第1種低層住居専用地域でありまして、現状は梅林と低未利用地が広がっているところでございます。こちらは東京都の都市開発諸制度活用方針の拠点範囲には含まれてはおりませんが、多摩市の都市計画として、土地利用転換も含めた検討を行う可能性がある地域ということで、協議会での御意見も踏まえて改めて東京都と協議をし、誘導地区として広げることに了解を得て、提出をさせていただきました。

なお、既存地区のインフラ整備につきましては、市内の人口集中地区全域を1号市街地とすることで、現段階では誘導地区には至らないものの、本方針における方向性としては整えることができていると考えてございます。

次に、唐木田の表記でございます。281ページを御覧いただければと存じます。別表3というところですが、③に地区名として、唐木田駅周辺地区を追記させていただいております。

こちらにつきましては、本日の案件で御説明させていただきました、都市計画区域マスタープランの唐木田の表現を追記したものでございます。さらに、都市再開発の方針上は、1つの地区として独立した表記としていただくよう、協議をし、了解を得たものということになっております。

原案の段階までの変更、協議経過は以上であります。

それでは、改めまして、279ページと併せまして、参考資料2の目次の裏面を御覧いただければと思います。先ほど会長からお話がありましたけれども、下線部分が第1回の書面開催時に報告した原案から追加されたところということでございます。

追加につきましては、先ほどの区域マスの同様に、新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の急激な変化ということで、東京都が有識者の皆様から意見を伺い追加記載をされて、全ての都市計画に画一的に挿入されているものということであります。

両資料とも1枚おめくりいただくと、同じく下線の部分が追加となっております。

283ページの総括図を御覧いただければと存じます。事務的な修正ということで御報告させていただきたいのですが、1号市街地の枠組みといたしまして、多摩市は人口集中地区全域を1号市街地と位置づけ、資料提出をしておりました。ただ、基準となる人口集中地区の年度の資料が平成27年度の区域が使われておりまして、今回の指定要領では、平成12年を基準とするものとされておりまして、そちらの枠組みに事務的に修正をさせていただいております。指定に関する考え方が変更したということではございませんで、一部、平成12年から27年に変わっているところもございましたので、事務要領にある12年のものにもものに差し替えをしたということで、御理解いただければと思います。

それでは、最後に今後のスケジュールということでございますが、本日の御審議を踏まえまして、また、多摩市長宛てに答申をいただきます。こちらにつきましても、1月12日には、東京都への意見照会の回答をさせていただき、令和2年度中に東京都が都市計画審議会に諮って、都市計画変更、告示がされるという予定と伺っております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

中林会長

今、説明いただきましたけれども、都市再開発の方針の決定についてとなっておりますが、変更して決定するという事なんですけれども、いかがでしょうか。

ただ、よく誤解が生じるので、改めて確認で余分なお話をさせていただきます。再開発というと、この方針自体は、都市再開発法という法律に基づいて作るようになっておりますので、何となく、どんと大きくタワービルを建てるようなイメージで捉えられてしまうことが多いんですが、実はここで言っている再開発という言葉はそれだけではなく、一番最初の275ページの基本事項というところの、1の策定目的の下に※印で書いてあることなんです。

ここで言う再開発とは、市街地再開発事業のみならず、土地区画整理など、市街地の計画的な開発に関わる事業、さらに特定街区、これは個別ビル再建の時の手法、事業です。それから、地区計画に基づく防災ま

ちづくりですとか居住環境を整えるまちづくりと、いわゆるどんと作り変えるんじゃなくて修復的に町を整えていくという計画の取組も、ここで言う再開発の中に含まれています。

さらに、工場の跡地等、基盤整備をしながら開発をする、そういう言わば大都市というのは、もう既成市街地、市街地として一定程度、出来上がっているのです、そこで計画的に何かをする都市整備、まちづくり、それを全てここでは再開発という言葉に含ませているということをお聞きください。

ですから、1号地区は全域かかっているのですが、何で全域再開発するのというのは、実はそういうことです。建て替え、その他更新することを全て、言ってみると再開発と言っていて、それをなるべく個別じゃなくて、少し計画的によりよい町になるように工夫しなさいということが、1号地区で全域掛けている意味、その中で特に駅前の、先ほどの区域マスで拠点に位置づけられた4つです。拠点で言うと3つだったんですけれども、唐木田も含めて4つについては、駅を中心とした整備をしてくださいということで、誘導地区という優先的に事業をやろうとしたら、そういうことを進めてくださいという地区に指定していると。そういう変更と方針ということです。

今回、前回の御意見を含めて、誘導地区は3つだったのが4つになったということです。非常に大きな変更をしていただいたということにはなろうかと思えます。

ということですが、御意見、その他、御質問も含めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

今、中林先生の言葉はよく分かりました。ただ、多摩市の場合は、例えば、これから再開発促進地区は、今のところないんですけれども、これに対する市の考え方として、そういうところに動く、変わっていくことというのは、どこでどういう経過でなるのか、都心部なんかはこのことで随分住民の皆さんともめているところもあるんですが、その辺をまず教えていただきたいと思えます。

中林会長 じゃあ、よろしいでしょうか。

都市計画課長 こちらの促進地区というのは、数年以内に具体的に事業が進捗する可能性がある地区と東京都のほうから伺ってございます。今現在、いろいろな、特に諏訪・永山まちづくり計画なんかも作って取組を進めておりますけれども、地権者の皆様の合意形成といったところでは今、勉強会なんかも開いてやっておるところですが、数年以内に具体的に事業が進捗する可能性といったところまではなかなか進んでおりません。

 その辺の見極めというところもあるとは思いますが、都市再開発の方針の改定の部分とタイミングがあったところでは、変更ができれば、補助、交付金等、有利に働く部分も出てくるのかと思っておりますが、今のところ、具体的な進捗ということはございません。

中林会長 どうぞ。

〇〇委員 多摩市の場合は、小売店が多いわけではなくて、みんなテナントさんが大きな会社のビルなんかに入っている町です。でも、来年で多摩市は市制施行50年で、そこでなりわいをされている方はずっと多いので、私はこれからのまちづくりの中で、そういう自分の土地は持っていないけれど、市民のためになりわいを続けている方の権利とか、それから意見を大切にされる進め方をさせていただきたいと思っています。

 改めて都市計画審議会の条例なんかを読んでもみると、臨時の委員さんを置くことができるとか、都市マスの決定のときにも様々な下部組織みたいのものを作って意見を吸い上げているんですが、ぜひその流れを大切にしていかないと、今回のは東京都が決めることなんですけれども、多摩市は、そういう独特の、商店街といってもほとんど自分でお店や土地を持っている方が少ない町ですけれども、だからこそ、そういう中で生活をしてきた方を大切にしていくという位置づけを、私たちは多摩市の都計審の中でもしっかりと確認をしていかないと、かなりもめてしまったり、それから住民にとって不利益が生じるようなこともあり得るかと思うので、これも反対ではありませんけれども、その視点を、今度は東京都じゃなくて、私たち市民の中の都市計画審議会として大事にしておきたいということを申し上げておきたいと思っています。

中林会長

意見として承っておきます。

ただ、今回は東京都から意見照会という形で来たので、いつもの審議会のメンバーで審議させていただいているんですが、今、〇〇委員からお話しいただいたような臨時委員等を含めて考えるというのは、実は都市計画の市のマスタープランを改定するときに、まさにそういう発想を持ってやらないといけないので、そういう展開を多分これからも進めていきたい、いかなければいけないと思っています。

つまり、具体的にどんな町を作っていくのかというのは、東京都の方針には全然書かれていないんです。本当に1行、2行方向性を書いてあるだけで。その中を具体的にどうするかというのが、多摩市で方向をきちんと出し、ロードマップも作っていかうというのは市の都市計画マスタープランのほうになりますので、こちらを改定するときには、今、いただいた意見も十分斟酌して、どういう体制で方針の見直しをするかというところにつなげていければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中林会長

今回、多分方針の中で、多摩エリアの中では、多分多摩市が一番大きく書き込みをしていただいたんじゃないかと思っておりますので、4つの誘導地区を入れるということで、今後どういうまちづくりをするかということの考えていく、地元の皆さんも含めて、1つのきっかけになればと思っております。

再開発というのは、ここで言っているのは何もタワービルを建てるということだけではありませんので、そうしたまちづくり全般のきっかけに、この方針がなればと思っているところです。

それでは、第2号議案、多摩都市計画、都市再開発の方針の決定については、ただいまいただいた御意見も斟酌し、今後の予定としては、いただいた意見を事務局で整理をして、これも令和3年1月12日までに東京都へ回答するということになっておりますので、そのように進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議案件は以上の2件でございます。

それでは、ここから、審議会を協議会に切り替えたいと思います。審議会を暫時休憩して、協議会といたします。

—— 休 憩 （協議会開催） ——

—— 審議会再開 ——

中林会長

それでは、審議会を再開させていただきます。

それでは、以上で本日の審議会、それから協議会の日程全てを終了いたしましたので、これもちまして、令和2年度第3回多摩市都市計画審議会を閉会したいと思います。貴重な御意見等をたくさん賜りまして、ありがとうございました。

では、ありがとうございました。

—— 閉会 ——

運営規則第18条第3項による者

会 長

委 員

委 員

令和2年度第3回多摩市都市計画審議会
(協議会)

(令和2年12月25日)

議事日程

- 1 多摩都市計画公園の変更について
- 2 その他

中林会長 では、これより協議会として、協議会日程の1、多摩都市計画公園の変更についてに入りたいと思います。報告事項ということで、取扱いをさせていただきます。

では、事務局、説明等を進めてください。

都市計画課長 説明に先立ちまして、協議会日程1、多摩都市計画公園の変更についてにつきましては、担当部署が公園緑地課ということになりますので、説明員として、公園緑地課長、並びに担当職員の入室の許可をお願いいたします。

中林会長 入室していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中林会長 ありがとうございます。では、入室をお願いいたします。

(公園緑地課長・担当職員入室)

都市計画課長 それでは、担当課より御説明をさせていただきます。

中林会長 公園緑地課長、お願いします。

公園緑地課長 公園緑地課の長谷川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、恐縮ですが、着座にて御説明をさせていただきます。

本件は多摩都市計画公園の変更、都市計画公園第2・2・29号大栗橋公園について、御協議いただくものでございます。

初めに、お詫び申し上げます。資料の差し替えをさせていただいております。本日、差し替え部分も含めて、こちらの案件部分一式を机上に配付させていただいております。御迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございません。

まず、初めに、そちらの資料の差し替え部分についての御説明をさせていただきます。

1枚目が資料3ということで、横の資料になっておりますが、こちらの次のページの2枚目の理由書の資料でございます。今回の案件の理由を付したものでございますが、こちらの中段辺りに「多摩市みどりの基本計画」における大栗橋公園の位置づけを詳細で追記を改めてさせていただいたものでございます。こちらにつきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

また、1枚おめくりいただき、3枚目の資料、計画図のところでございます。こちらは東京都の自治体共通の指定様式、仕様に基づいて作成しているものでございますが、枠線の配色に一部誤りがございましたので、正しいものに差し替えをさせていただいているところがございます。

また、一連の資料の一番最後の1枚になりますが、カラー刷りのものは「多摩市みどりの基本計画」から抜粋をした資料でございますが、こちらの裏面、下のページで4と書いてございますが、資料の図のところ、こちらに大栗橋公園の位置を改めて追記させていただいたということで、差し替えをさせていただいております。

修正部分は以上になります。御迷惑をおかけしております。

それでは、説明のほうに移らせていただきます。資料のほうは最初の1枚目にお戻りいただきまして、資料3の1ページ目を御覧いただければと思います。

当該公園の種別につきましては、街区公園、関戸5丁目内に位置する公園でございます。今回、この公園を拡張する形で区域変更を行うものでございます。新旧対照表、それから変更概要に記載のとおり、それまでの0.23ヘクタールから0.41ヘクタールへ面積が変更となります。

区域変更部分でございますが、ここから2枚めくってもらって、3ページ目の先ほど御覧いただいた、計画図を見ていただければと思います。こちらの図の中のカラーで示している部分が今回の大栗橋公園のところでございます。公園の右に沿っている大きな通りが鎌倉街道、それから左に沿っている通りが旧鎌倉街道になります。今回、赤のメッシュに黒で斜線を引いている部分を追加いたしまして、緑色で囲みである部分が変更後の区域となります。なお、この追加する斜線の区域でございますが、こちらのほうはもともと生産緑地であった部分の土地になっております。

資料を1枚おめくりいただきまして、参考資料3ということで付けておりますが、こちらが現況の写真でございます。上のほうの地図のところに、それぞれ①、②、③と矢印の記号を付けておりますが、こちらの

方向から追加部分のところを撮影したものが下の写真となっております、現在の状況としては、御覧のような状況になっているところがございます。

それでは、資料をさらに1枚おめくりいただきました、次の資料でございますが、こちらに公園の現況配置図を付けさせていただきました。周辺の公園配置状況を示したものでございます。黄色の点線で囲んだ丸の部分は大栗橋公園を中心に、半径250メートルのエリアとなっております、こちらのほうは、現在は数値表示が廃止されたのですが、参考といたしまして、かつてございました街区公園の誘致距離250メートルを表したものでございます。すぐ近くにみゆき橋公園ですとか、みゆき川公園といったものが御覧いただけると思うんですが、こちらのほうは鎌倉街道によりエリアが隔てられておりますので、大栗橋公園につきましては、鎌倉街道の左側のエリアの近隣住民の皆さんに利用いただいているという状況がございます。

次の最後の資料、1枚おめくりいただきまして、こちらの資料でございますが、先ほど少し触れさせていただいたとおり、「多摩しみどりの基本計画」における、守るべきみどりについての考え方というのを添付させていただいております。将来にわたり、重点的に守り育てていく市内の緑につきまして、まとまりのあるみどりの拠点、それとそれをつなぐみどりの軸というものを位置づけております。

今回の大栗橋公園につきましては、みどりの軸の1つ目の⑦、表が2つありますが、下の表の1つ目の⑦、ニュータウン通り北連携軸に位置づけられまして、裏面をめぐっていただきまして、大栗橋公園の星印があるところに軸がございますが、こういった位置づけをしているところでございます。

それでは、恐縮ですが、資料3の2枚目にお戻りいただきまして、理由書のほうを御覧いただければと思います。文章の2段落目の3行目以降のところ、先ほどのニュータウン通り北連携軸への位置づけを記載しております。この軸の1要素となる大栗橋公園の役割を高めまして、もって多摩丘陵における広がりや厚みを持ったみどり豊かなネットワーク

クの創出に努めていくというところが今回の大きな理由であると考えております。

雑駁ですが、説明は以上となります。よろしく御協議のほど、お願いいたします。

中林会長 それでは、ただいま御説明いただいた都市計画公園の変更についてということで御質問、あるいは御意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 この公園に関しましては、前にも御質問したこともあるんですけども、今回の最後に御説明のあった理由の中には、みどりの保全に寄与するとか、市民からも親しまれており、地域コミュニティーの拠点になる云々と書いてあるんですけども、この写真を見ても、およそそんなふうには想像できないんですけども、実際には今、どのように使われているのか、また、今後、この公園をどのように考えようとしているのか、その辺のお考えを、まず伺いたいと思います。

中林会長 どうぞ。

公園緑地課長 現状、現況写真を御覧になっていただいたとおりのような状況になっておりまして、基本は広場を中心とした公園の作りになっております。こちらの公園の現状の使われ方の主なところとしては、近隣の自治会ですとか、あるいは商店会の連合で夏に盆踊りをやっていただいたりと、地域の方がコミュニティーの醸成のために使われているというところが1つ大きな使われ方としてはございます。また、普段におきましては、子供が公園でボール遊び等をしながらという状況も見受けられるところでございます。

これをさらに拡大して、今後どういう使い方をしていくといったところでは、今、地域の方ともコミュニケーションを取らせていただきながら、地域の意見を伺っている中で、この広場機能をさらに拡大して、より自由な使い方ができることを望まれたりですとか、あるいは、公園は災害時には一時の避難場所の指定もございますので、そうした中で、必要な防災機能等の要望などもございますので、基本的にはそういう方向性で今後の使い方を考えていきまして、それに沿った整備を進めてい

ければと思っております。

中林会長

どうぞ。

〇〇委員

今、地域住民の方々とも意見を交換されているということなんですけれども、どの程度、されているのか分かりませんが、多摩ニュータウンの中の公園というのは、一般的には、計画的に描かれて造られている公園が多いんですが、公園に関しましては、既成市街地の中で非常に貴重な空間として活用できるんじゃないかと期待しておるんですけども、どの程度、住民の方々と、特に地域住民の方々と意見交換をされているのか、これはぜひ期待したいところなんです。

私の個人的なあれかもしれませんが、今までも、たまたま職業の関係から説明会と、言うならば地元説明会ということを度々、もう数え切れないほど行ってきましたけれども、説明会という言葉は、私は個人的には嫌なので、ぜひ意見交換会とか、そういう説明で、役所側の一方的な計画の説明というわけではなくて、住民の方々のお考えというものは十分、意見交換して汲み上げて、それをどう反映していくかというのを考えていただきたいと。

今、これは写真だけで判断するならなんですけれども、広く親しまれて使われるような空間になってほしいものだと思います。

それから、もう1点ですが、鎌倉街道、いわゆるニュータウン幹線です。これと接しているわけなんですけれども、恐らくここで大きな高低差があって断絶されているのが実態だろうと思いますが、アプローチとか、それも十分配慮していただきたいものだと。

これは細かい図面でよく分からないところがあるんですが、鎌倉街道との間に、小さな民地でも残っているんですか。それも伺いたいと思うんです。

公園緑地課長

何点か御質問いただいたかと思しますので、順にお答えをさせていただきます。

まず、地域の皆さんとの意見交換会につきましては、これまで、この土地の取得に向けてというところで、2回ほど意見交換会をさせていただきまして、取得後の公園の在り方等について、意見を交わさせていた

だいております。また、地域の方の意見というところでは、陳情が出たというところも、経過としてはございます。

いずれにしましても、今後も意見交換会のほうは続けさせていただきながら、この公園の地域の皆さんと一緒に今後の在り方というのは、十分話し合いをさせていただきながら、整備のほうに入っていきたいと考えております。

また、参加された地域の皆さんのほうからも、行政が一方的に公園を整備するというのではなくて、ぜひ我々も今後も参加していけるような在り方、都市公園法の中では、平成29年度に協議会といった組織をつくることができるという改正もされましたが、そうしたところも参考にしながら、地域の方と一緒に公園作りというのは今後も進めさせていただきたいと思っております。

また、2点目の鎌倉街道との高低差のところでございます。こちらは御指摘のとおり、結構な高低差がございまして、アプローチといったところでは一部課題もあるのかとは認識しております。こちらの公園、平成26年度に一定の改修整備をさせていただいておりますが、そのときに、鎌倉街道からスロープを付けたり、一定のアプローチの整備はさせていただいております。今後、これ以上のといった中では、高低差をどう考えるかというのは、財源的なところも含めて整備内容は決めていきたいと思っております。

ただ、現状、お子さんも多く遊ばれているという状況から、道路からああいふ一定の隔たりがあるというところでは、1つ安全なスペースを保っているのかということもありますので、そうしたところを総合的に考えつつ、高低差のところは今後、検討していきたいと思っております。

中林会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

公園緑地課長 あと、1点、お答え忘れてしまいました。鎌倉街道と今回の公園の間に、実は一部分、民地がまだ残っております。こちらのほうを今回、案件を付議させていただくに当たりまして、所有者の方とも協議は進めさせていただいたのですが、調整が整わなかったため、現状はこの民地

を省いた形で進めさせていただきたいと思っております。

中林会長 この図面の鎌倉街道沿いのところで、三角形にちょっと切り込みが入っているように見える、この部分ですよね。

公園緑地課長 そうです。

中林会長 そのほかは、これは段差があるので線が何か何本か書いてありますけれども、ここは道路境界までですよね。

それから、写真は今回追加する部分の元生産緑地で、今はもう生産されていない土地利用になっているのかと思いますが、そこを中心を取っていますので、特に写真1、2のカメラマンの後ろ側が今の公園ということになっています。ただ、端々で見ると、公園として多分、盆踊りする時には1回、草刈りをしてからやろうみたいな、そういう状況かと思うので、〇〇委員がおっしゃったように、ちゃんと整備をして、使い勝手のよいものにしていただければということで、御意見よろしくお願ひします。

ほかいかがでしょうか。〇〇委員。

〇〇委員 前、この地区が都市公園に指定されたときも、話されたことなんですけれども、都市公園の1つの機能として、防災上の機能もある程度考慮しなさいということは書いてあると思えますけれども、鎌倉街道、多摩ニュータウン通りが防災上主要な道路で、それに面している道路の公園ってなかなかない公園で、防災時に何が起きるか分からない状況のときに、ここがある意味、防災上の何かの小さな拠点になるかもしれませんし、行き来する車に何らかの手助けする、あるいは、帰宅困難者の何かの拠点になるとかと非常に幅広く考える必要が出ている時代だと思われまますので、防災上の拠点からも、公園の整備作りには何らかの整備の仕方が必要かと思われまますが、その辺は考慮されていますか。

中林会長 どうぞ。

公園緑地課長 今、委員のほうでおっしゃっていただいたとおり、鎌倉街道につきましては、東京都の緊急輸送道路の指定がされておりますので、この沿道に位置する公園として、その役割の一端を担っていくというのは大変重要なことであると、私どもも受け止めております。

一方、状況といたしまして、先ほど御指摘いただいたとおり、鎌倉街道とはかなりの段差が大きいところもございます。今、おっしゃっていただいたように、帰宅困難者向けの対応とかも含めて、あと、先ほど地域説明会、意見交換会の中で、地域の方からも防災上の一時の避難場所としての機能の充実というところは求められておりますので、そうしたところを総合的に勘案して、整備に当たっては当然財源という話も出てまいります。そうしたところも含めて、一定の防災機能というのは備えていくことは、我々のほうも重要視しているところでございます。

中林会長

ほかに、どうぞ。〇〇委員。

〇〇委員

今回、図面でいう赤色の部分ですけど、これはもう、皆様も御承知のとおり、生産緑地の返還の問題の中で、多摩市がこれを買って公園にするかしないかと、そここのところから発想していますので、今回、このまま市が買取らなければ、こここのところは周辺の宅地と同じように、小さな建物がたくさん建つような形になって、その場合には、その住宅は底上げをします。既存の大栗橋公園が、また狭い谷のような形になってしまう形が予想されたわけです。

今回、このような形で公園に指定するということになったのは、買取って指定にするということは非常によかったと、住む者としても思っています。今回、公園については、これまで市のほうで2回、地元の多分関戸自治会の方々だと思えますけれども、その方々と話合いをしているんだと思います。私のところにも、私も関戸に住んでいるので、自治会の会長だとかほかの方々から、都市計画審議会で何とかこれが公園になるようにいろいろやってくれなんていう話を聞いております。

地元として、いろいろな夢は膨らんで、あれもやりたい、これもやりたいと、今は盆踊りだけじゃなくていろいろやりたいというのが来ていて、私が聞いていると、それは、この平成26年にいろいろな整備をした中で、またそこに市のほうがこれだけお金をかけることができるかなという案も入っていますので、今後、公園緑地課のほうで整備するに当たっては地元の意見を聞きながら、どこまでやれるか御苦労があるかと思えますけれども、ぜひ意見を聞きながら、地元の役に立つような形で

やっていたらと思います。

地図のところの公園の少し右側に、「主・地・4」という道路があるわけですが、みゆき橋公園のすぐそばに、多摩市の防災器具の小屋がありますね。それが非常に……。

中林会長 倉庫ですか。

〇〇委員 ええ、倉庫です。立派な倉庫が、こんなの作っているんだというのがありますので、そういう意味でも、そこは防災拠点として、拠点というか、防災基地として、大栗橋公園も役に立つのかとは見ています。ぜひ進めていただければと思います。

中林会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

災害時のことも含めた、防災機能も兼ね備えた地区の公園として整備していくことと、これは生産緑地だと市に先買い権があって、市が最初を買うか買わないかは決める権利があるということで、今回はいろいろ都市計画審議会に出てくるので、ぜひ公園の拡大にということもあって、生産緑地でずっと担保してきた農地、残念ながら営農ができなくなったということと、遺産を相続される関係も含めて、ある一定期間の中で買わなきゃいけないということになりますので、次回の都市計画審議会に諮問という形で出ると思うんですけども、都市計画で区域を決めて買うということに進めていければと思っています。

防災ということは、いろいろな使い方があって、避難場所として、災害直後、例えば地震で考えると、その直後にここに避難をして、落ち着いたら避難所、小学校、その他へ行く。多分その時点になると、多摩地域で一定の被害が出てしまえば、要するに、緊急輸送路を通過している物資が多摩市に持ち込まれるんです。そういう物資をどこで受け止めて、どのように配って活用していくかという意味では、災害時の輸送の多摩市内の拠点の1つとして活用しようとする、鎌倉街道との段差をもう少し浅くしないと、ぐるっと回って道路の反対側から大きなトレーラーが入ってくるというのはなかなか大変なことになるので、もう少し地形の条件、今はかなり、写真の②で見ると、右側のほうがずっと段差が分かるかと思うんですが、多分2メートル近い段差があるんじゃない

いかと思うんです。これだと飛び降りるなんということはできませんし、そういう意味では、もう少し盛土をするというのか、全体の地盤を少し整備するときに考えていただいたほうがいいかと。

全体としては、道路側が一番低いんじゃないかと、真ん中あたりが多分今の地形だと一番低いんです。だからゲリラ豪雨が降ると、真ん中に水たまりができるような公園だと思いますので、そういう排水のことも含めて水害時というか、そういうときにも使えるような公園に整えていただいて、その上で、防災だけではなく、日常的にも安全に使えるような公園、みんなが喜んで使うような公園に整備していただけるといいかと私も思っております。

それは私の個人としての意見ということで、事務局にはお聞きいただければと思います。ただ、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、何でもかんでもできないから、どういうことを進めていくか。ただ、地盤を整備する問題というのは最初にやっておかないと、後からはなかなか難しいので、できればぜひそういう安全性をより高めて、公園として整備するということを、ぜひ考えていただけるといいかと思っております。

ほかに御質問、御意見よろしいでしょうか。

それでは、協議会については以上で終了させていただきます。どうも貴重な御意見ありがとうございました。

都市計画課長 もう一つ、その他で私のほうから御報告させてください。

中林会長 事務局から連絡事項等をお願いします。

都市計画課長 それでは、その他の報告、連絡事項ということで、2点ほど御連絡させていただきます。

まず、1点目でございます。先月の16日に開催していただきました、第2回の都市計画審議会におきまして、意見聴取をお願いしました特定生産緑地の指定につきまして、今月1日に公示をいたしました。このことにつきまして、1件お詫びと御報告をさせていただきますと存じます。

意見聴取に当たりまして、特定生産緑地の指定の案としてお示ししたもののの中に、多摩市和田地内の生産緑地、地区番号27番、約700平米の生産緑地がありましたけれども、所有者の方から指定申請の取下げ

があったものがございました。それが、実は8月25日付けで既に取り下げの御連絡をいただいていたものにつきまして、お示しした資料の中に入れてしまっておりました。本来は16日の意見聴取の際には除外すべき生産緑地でありましたものが、誤ってそこに入れてしまっていたということで、お詫びして訂正をさせていただきたいと存じます。申し訳ございませんでした。

なお、今月1日の公示では、当該生産緑地は指定から除外をしてございます。1点目の御報告は以上ということになります。

次に、今後の都市計画審議会のスケジュールでございます。例年ですと、次の開催は2月頃ということになりますけれども、現段階では、案件等の状況もございまして、今年度中の開催については未定ということになってございます。開催の方向性が定まりましたら、改めまして、委員の皆様へ事前の日程調整をさせていただきたいと存じます。現下のコロナ禍がどのような状況になるかの予測も大変難しいところでございますが、引き続き、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

中林会長

ありがとうございます。

特定生産緑地について、1件取り下げがあったということです。都市計画審議会の資料も一定期間保存していると思うんですけど、そちらもこの修正をしておいてください。

都市計画課長

はい。申し訳ございませんでした。

中林会長

それから、次回は年度内にやれるか、あるいは新年度になってからやれるかというのは、状況を見ながら判断させていただきますということで、また、その際には日程調整、その他を事務局でよろしく願いいたします。

それでは、これを持ちまして、協議会を終了したいと思います。

—— 閉会 ——